

競技注意事項（U16大会用）

- 1 競技はすべて2025年度（公財）日本陸上競技連盟規則及び本大会競技注意事項、ならびに本大会申し合わせ事項により実施する。
- 2 競技場・競技用具の使用上の注意
 - (1) 本競技場は混雑を避けるため、選手のみの使用とする。
 - (2) ウォームアップ場は補助競技場および競技場周辺を原則とする。フィールド種目の練習については、別に示す練習場使用割り当てを参照する。
 - (3) 本競技場の開門時間は10:30とする。また、11:00～12:00の時間帯で本競技場を開放する。詳細は練習場使用割り当てを参照する。補助競技場は12:00からの使用とする。「
 - (4) スパイクピンの長さは、9mm以内とする。ただし走高跳は12mm以内とする。
 - (5) 救護本部は本競技場1階医務室に設置する。応急処置は行うが、以後の責任は負わない。
- 3 選手の招集の方法について
 - (1) 招集所は、**室内走路北側（200mスタート付近）**に設ける。
 - (2) 招集時刻はタイムテーブル記載の通りとする。
 - (3) 本大会における「招集開始時刻」とは、競技者係が点呼を開始する時刻である。また、「招集完了時刻」とは、すべての競技者の点呼が終了し、競技者係の誘導に従い、招集所から競技を行う場所へ移動を開始する時刻である。
 - (4) 競技者は、招集開始時刻までに招集所に集合し、点呼を受ける。その際、トラック競技者は腰ナンバーを受け取る。点呼後は各校の控え場所などには戻れないので、競技に必要なものはすべて準備して来る。
 - (5) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該競技種目を棄権したものとみなす。
 - (6) 弃権する場合は、所属する学校の監督が欠場届を記入し、招集開始時刻までに競技者係（招集所）に必ず提出する。用紙は、招集所に用意したものを使用する。
 - (7) 招集所には選手以外は入場できない。（いわゆる「付き添い」の禁止）
 - (8) 多種目同時に出場する競技者は、あらかじめその旨を本人または代理人が招集所に準備されている多種目同時出場届に記入し、最初の種目の招集完了時刻までに招集所に提出する。
- 4 競技場への入退場について
 - (1) 選手の入退場は、すべて競技役員の誘導に従う。
 - (2) 選手、競技役員、指定のビブスを着用した補助員、本部の許可を得て特定のビブスを着用した報道関係者以外は競技場内への立ち入りを禁止する。
 - (3) トラック競技の競技者は、ゴール後第1ゲートから競技場外へ退場し、各校の控え場所へ戻る。
 - (4) フィールド競技の競技者は、競技役員の指示に従って退場する。
- 5 アスリートビブスについて
 - (1) アスリートビブスは福島陸上競技協会登録の数字が明瞭なものを、胸と背に付けること。ただし跳躍種目に出場する選手は、どちらか1枚でもよい。
 - (2) トラック競技に出場する選手は、写真判定用の腰ナンバーカードをパンツの右側に付けること。腰ナンバーカードは招集所で受け取る。
- 6 競技用具について
 - (1) 使用する競技用具は、主催者が準備したものを使用する。また、競技場内に個人の競技用具を持ち込むことを禁止する。
 - (2) 携帯電話やトランシーバーなど通信機器の競技場内への持ち込みを禁止する。通信機能がついている時計等については、事前に通信機能を切った状態であれば使用を認める。
- 7 競技について
 - (1) 不正スタートをした競技者は1回目で失格とする。
 - (2) セパレートレーン競技において、決勝線到達後は自己のレーンにそって走り抜けること。
 - (3) フィールド種目は全ての競技者に3回の試技が与えられる。試技3回終了時点の上位8名には、さらに3回の試技が与えられる。

(4) シューズの規定について (TR 5)

トラック・フィールド競技とともに 20 mm

※ 全員のシューズチェックは不要

WA承認リストにあるシューズを使用していることを前提に招集所や受付にてチェックは不要となる。ただし、審判や審判長の権限により求められた場合はシューズをチェックする。チェックの内容としては、TR 5. 13. 3 (国内TR 5. 2) にある厚さ等を確認する。

8 表彰について

- (1) 表彰は8位までとし、賞状を授与する。
- (2) 表彰式は行わないでの、各校の代表者は指定された場所から賞状を忘れずに持ち帰ること。

9 個人情報の取扱及び盗撮防止について

- (1) 主催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、公式ホームページ、その他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
- (2) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者及び主催者が承認した第三者が、大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・インターネット等の媒体に掲載することがある。
- (3) 大会時の写真・動画については、ソーシャルメディア (SNS) で掲載及び配信をしないこと。
- (4) 撮影にあたっては、主催者の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 選手控え場所として、芝生スタンドを地区ごとに割り振りをする。
- (2) 商標等の規則については「競技会における広告及び展示物に関する規程」を確認し、競技に臨むこと。
(招集所からは学校指定のジャージを着用することが望ましい。)
- (3) プログラム訂正がある場合には速やかに、プログラム訂正用紙を総務へ提出すること。